



記者発表資料

平成20年10月21日

大阪経済記者クラブ会員各位

事業承継支援に関する要望 ～中堅・中小企業が真に使いやすい制度の構築を～

【お問合先】 大阪商工会議所 経済産業部
経済担当（近藤・田中・伊藤）
TEL 06-6944-6304

【概 要】

- 大阪商工会議所は、「事業承継支援に関する要望」を本日付で内閣総理大臣はじめ政府関係機関に建議する。これは、中堅・中小企業委員会（委員長＝更家悠介・サラヤ(株)社長）で取りまとめたもの。
- 中堅・中小企業の多くは本格的な世代交代の時期を迎えており、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。これに対応するため、今年5月には事業承継に関する法制・税制・金融の一体的な支援について定めた「経営承継円滑化法」が成立し、10月から施行されたばかり。
- 但し、「経営承継円滑化法」に盛り込まれた新たな事業承継税制(*)については、平成21年度税制改正において具体的な制度設計がなされることになっているため、中堅・中小企業にとって真に使いやすい制度となるよう政府に求めている。また、今年4月に創設された「事業承継支援センター」の機能強化など、幅広い事業承継支援策の拡充も要望している。

*新たな事業承継税制とは

非上場の同族中小企業において、①相続後5年間代表者を変更せず、②後継者が相続株式を保有し続けるとともに、③雇用の8割を維持した場合には、相続株式にかかる相続税の8割について納税猶予が認められる。また、相続後5年以降も後継者が亡くなるまで相続株式を保有し続けた場合など「一定の場合」には、猶予された相続税が最終的に課税免除されることになっている。

しかし、例えば後継者の死亡時以外のどのような場合に課税免除されるか（「一定の場合」の規定）など、制度の詳細は平成21年度税制改正において決められることになっている。



【要望のポイント】

1. 使いやすい事業承継税制の創設

- 計画的な事業承継を促すため、取引相場のない生前贈与株式を新たな事業承継税制の適用対象とすべき。
- 後継者（子供の代）が亡くなった場合以外でも、後継者（子供の代）がさらに次の後継者（孫の代）へ株式を生前贈与した場合や、会社が破産・倒産した場合には課税を免除すべき。
- M&Aに際し、相手方企業の株式以外に対価を受け取っていない場合や、中小企業が大企業に成長した場合のように、実態として事業が継続しているときには、納税猶予の取り消し対象から除外すべき。

2. 事業承継円滑化支援事業の強化

- 事業承継支援センター（*）の支援体制やPR活動を強化できるよう、事業承継円滑化支援事業予算（平成20年度は約25億円）を拡充すべき。
- 事業承継支援センターの開廃業マッチング機能を強化すべき。具体的には、事業承継支援センター内に、例えば大阪に居ながらにして、京都や神戸、東京の開廃業希望者の情報を得ることができるなど、マッチングの幅が広がる全国規模のデータベースを構築するとともに、企業の相談に応じ、マッチングをサポートする応援コーディネータの増員を図るべき。

*事業承継支援センターとは

事業承継支援センターは、今年5月より全国102か所に設置されており、大阪府内では本会議所内に設けられている。その役割は、事業承継を希望する企業に対する相談窓口の開設や、開廃業のマッチング事業の実施などである。特にマッチングについては、廃業を希望する企業の約4分の1が「後継者の不在」を第一の理由としている（2006年版中小企業白書）ため、同センターの役割が期待されている。

以 上